第９８号議案

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２４日

提出者　東京都台東区長　　服　　部　　征　　夫

（提案理由）

この案は、廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額を改定するため提出します。

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成１１年１２月台東区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表１の部中「４６円」を「５３円」に、「８７円」を「１００円」に、「3,２００円」を「3,７００円」に改め、同表２の部中「2,６００円」を「3,０００円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表１の部１の項及び３の項の規定は、施行日以後に区長が収集及び運搬の申込みを受ける廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬の申込みを受けた廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

３　施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表１の部２の項ただし書に規定する廃棄物処理手数料を納付した者は、施行日以後１月の間は、新条例別表１の部２の項ただし書に規定する廃棄物処理手数料を納付した者とみなす。

４　新条例別表２の部の規定は、施行日以後に区長が届出を受け

る動物の死体に係る動物死体処理手数料について適用し、施行日前に区長が届出を受けた動物の死体に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。